二十八　北緯二十六度三十分三十五秒、東経百二十七度五十八分五十秒の点
二十九　北緯二十六度三十分三十秒、東経百二十七度五十九分二十二秒の点
三十　北緯二十六度三十分三十四秒、東経百二十七度五十九分二十七秒の点
三十一　北緯二十六度三十分三十五秒、東経百二十七度五十九分四十秒の点
三十二　北緯二十六度三十分四十八秒、東経百二十七度五十九分五十七秒の点
三十三　北緯二十六度三十分四十七秒、東経百二十八度〇分十六秒の点
三十四　北緯二十六度三十分四十一秒、東経百二十八度〇分二十一秒の点
三十五　北緯二十六度三十分四十三秒、東経百二十八度〇分五十九秒の点
三十六　北緯二十六度三十分四十四秒、東経百二十八度一分九秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百九十一　辺野古弾薬庫

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
沖縄県名護市	沖縄県名護市	沖縄県名護市
字辺野古	字二見及び字辺野古（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	字大浦、字瀬嵩、字二見及び字辺野古（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		一　北緯二十六度三十二分五十六秒、東経百二十八度二分五十三秒の点 二　北緯二十六度三十二分二十八秒、東経百二十八度三分十六秒の点 三　北緯二十六度三十一分四十秒、東経百二十八度三分二十七秒の点 四　北緯二十六度三十一分十三秒、東経百二十八度三分十五秒の点 五　北緯二十六度三十分五十六秒、東経百二十八度二分三十五秒の点 六　北緯二十六度三十一分十秒、東経百二十八度二分六秒の点
		次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十五に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域

七　北緯二十六度三十一分三十九秒、東経百二十八度一分五十一秒の点
八　北緯二十六度三十二分十六秒、東経百二十八度一分十八秒の点
九　北緯二十六度三十二分五十秒、東経百二十八度一分二十三秒の点
十　北緯二十六度三十二分五十三秒、東経百二十八度一分二十四秒の点
十一　北緯二十六度三十三分十九秒、東経百二十八度一分四十八秒の点
十二　北緯二十六度三十三分二十四秒、東経百二十八度二分十秒の点
十三　北緯二十六度三十三分十九秒、東経百二十八度二分三十一秒の点
十四　北緯二十六度三十三分十九秒、東経百二十八度二分三十三秒の点
十五　北緯二十六度三十三分十七秒、東経百二十八度二分三十八秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百九十二　キャンプ・ハンセン

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	
沖縄県国頭郡金武町	沖縄県国頭郡恩納村	沖縄県国頭郡宜野座村
字金武ほか	字安富祖、字恩納、字喜瀬武原、字瀬良垣及び字名嘉真（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	字漢那、字宜野座、字惣慶及び字松田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		沖縄県国頭郡金武町
		字伊芸、字金武及び字屋嘉（いずれも次の図面に示す部分に限る。）